

重要事項説明書

この重要事項説明書は有限会社あおばが提供する指定就労継続 A 型事業について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	有限会社 あおば
法人所在地	佐賀県唐津市和多田大土井 6-56
法人種別	営利法人
代表者氏名	代表取締役 佐々木 智之
電話番号	0955-72-0626

2. 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	指定就労継続支援 A 型
事業の目的	指定就労継続支援 A 型 通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
事業所の名称	就労継続支援事業所 あおば
管理者の名称	松尾 佳明
事業所の所在地	佐賀県唐津市和多田大土井 14-41
電話番号・FAX 番号	電話番号：0955-72-0629 FAX 番号：0955-58-9699
運営方針	1) 当事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から必要な訓練及び職業の提供を適切に行う。 2) 当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供する。 3) 当事業所は、出来る限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、その他知的障害者援護施設、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努める。
開設年月	平成 28 年 7 月 1 日
定員	就労継続支援 A 型事業 (20 名)
通常の事業の実施地域	唐津市、玄海町、伊万里市

営業日及び営業時間	営業日：月曜日～日曜日 営業時間：午前 8 時～午後 5 時
サービス提供日及び サービス提供時間 利用者の作業時間	サービス提供日：月曜日～日曜日 サービス提供時間：午前 8 時～午後 5 時 利用者の作業時間 10 時から 15 時 10 分又は 9 時～16 時 10 分 ※但し、時期によっては早出・延長もあり（8 時～17 時）
主たる対象者	（1）身体障害者 （2）知的障害者 （3）精神障害者

3. 施設

建 物	構造	鉄骨造 1 階建て
	延べ床面積	112.00 m ²
	利用定員	就労継続支援 A 型事業（20 名）
敷地面積		758.00 m ²

4. 主な設備

設備の種類	室数	面積等
作業室兼休憩室	1	86.40 m ²
相談室兼事務室	1	20.00 m ²
トイレ	1	5.60 m ²

5. 職員の配置状況

（1）職員体制

職種	員数	区分				常勤換算 後の職員	
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1 名		1			0.5	
サービス管理 責任者	1 名		1			0.5	
職業指導員	7 名	1			6	5.1	
生活支援員	2 名				2	1.0	
賃金向上達成 指導員	2 名				2	1.0	

当事業所では、障害者総合支援法で定められた人員基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 勤務体制

職種	勤務体制	
管理者	勤務時間帯 (8:00～17:00)	常勤 1名
サービス管理責任者	勤務時間帯 (8:00～17:00)	常勤 1名
職業指導員	勤務時間帯 (8:00～17:00)	常勤 1名、非常勤 6名
生活支援員	勤務時間帯 (8:00～17:00)	非常勤 2名
賃金向上達成指導員	勤務時間帯 (8:00～17:00)	非常勤 2名

6. サービスの内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
事業所外支援	<ul style="list-style-type: none"> 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連續して利用が出来なかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。(訪問支援は月2回を限度とします。)
保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて投薬その他必要な管理、記録を行います。 緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。 <p>☆当事業所の協力医療機関 なかおだクリニック 中小田 和宏 診察科：内科</p>
訓練	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
実習及び求職活動等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所、障害者就業、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
生産活動の機会の提供	<p>① 施設外就労</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護施設での清掃、リネン交換、洗濯（たたみ）、介護補助等 公共施設での清掃 JAでの選果・パック詰め・箱折作業 ホテルの清掃、リネン交換 食肉製造工場の洗浄および製造に付随する関連作業 製菓会社の菓子類製造・販売 <p>② 施設内就労</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内の清掃

	※施雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令等に基づき、賃金を支払うものとします。
施設外支援 施設内支援	・利用者の心身の状況や意向・適正・障害の特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労移行支援計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。

（2）訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
創作的活動及び利用 者本人活動 (教養娯楽活動)	利用者主体による活動としての自治会活動を支 援しています。 教養娯楽の活動が主で、それに係わる費用 ※ (例) 所外活動に係わる交通費、入場料、イ ベントの費用等	実費負担
就労支援の必要な諸 経費	就労や実習に取り組む際に係わる費用で、交通費 等諸経費が発生した場合、負担して頂く事が適當で あるもの。	実費負担
日常生活上必要とな る諸経費	利用者個別の日用生活品の購入代金や病院受診 費用や健康診断等に係わる費用	実費負担
送迎サービス	自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行いま す。	実費負担 なし
その他	サービス提供記録等の複写料金 A4 サイズ 1 枚 工賃証明書他証明書類 1 通 行政機関等への各種代行手続き手数料 1 件	20 円 200 円 実費
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 12:05~13:05	360 円 ※食事提 供体制加 算対象者 は、150 円

【サービスの概要】

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

【提供サービスの第三者評価の実施状況】

現在、第三者評価の実施は行っておりません。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則 9 割）市町村等から上記の給付費が支給されます。これらの給付費は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用書はサービス料金から給付費を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則 1 割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

尚、利用者負担額は、原則サービスの 1 割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限が 1 ヶ月の負担の上限になりますので、記載されている金額以上ご負担していただく必要はありません。（定率負担または利用額の軽減等が適用される場合は負担金額が少なくなりますので障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。）

(2) 訓練等給付費等対象外サービス内容の料金

上記「6. サービスの内容、(2) 訓練等給付費対象外サービス」の項目が発生した場合はお支払い頂きます。

(3) 利用者負担金の支払方法

上記（1）、（2）の料金が発生した場合は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので 25 日までに以下の方法でお支払い下さい。

＜支払い方法＞ 当事業所窓口での現金支払い。または給与から控除支払い。

8. 利用者の記録及び情報の管理

(1) 事業者は法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

※閲覧、複写が出来る窓口業務は平日の 10：00～15：00 時までです。

複写については、料金が必要となります。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関連機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報の使用に係る同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
- (2) 損害保険の種類 施設総合賠償保険

11. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 松尾 佳明 解決責任者 松尾 佳明 ご利用時間 8:15~17:15 (土・日・祝祭日・旧正月・旧盆・年始を除く) 電話番号 0955-72-0626 担当者が不在の場合は、事務所・支援員までお申し出下さい。
市町村窓口	唐津市役所 保健福祉部 障害者支援課 所在地：唐津市西城内 1-1 電話番号：0955-72-9150 唐津市障がい者支援センター（りんぐ） 所在地：唐津市東城内 1-3 電話番号：0955-72-9169

佐賀県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：佐賀県佐賀市天神 1 丁目 4 番 15 号 電話番号：0952-23-2151
-------------------	-------------------------------------------------

1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	なかおだクリニック
医院長名	中小田 和宏
所在地	佐賀県唐津市和多田本村 2 番 17-8 号
電話番号	0955-72-8866
診療科	内科
入院設備	無し

1 3. 非常災害等の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により、対応致します。
平時の訓練	別途定める消防計画により年 1~2 回、避難・防災訓練を利用の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器 1 台 ・ 誘導灯 カーテンは防火性のあるものを使用しています。
保険加入	火災保険：東京海上日動火災保険株式会社 企業総合保険

1 4. 当事業所ご利用に際し留意いただく事項

設備・器具の利用	設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	事業所内での飲酒は禁止です。 勤務時間中、また会社建物、敷地内での喫煙は禁止です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 自己管理の出来ない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮下さい。

指定就労継続支援 A 型の提供に関し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業所名：就労継続支援事業所 あおば

説明者：職名 サービス管理責任者

氏名 松尾 佳明

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援 A 型の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏名 -----

印

身元保証人 住 所

氏名 -----
続柄（利用者との関係）

電話 -----

印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所

氏名 -----
続柄（利用者との関係）

印